

## **[事案 29-37] 入院給付金支払請求**

・平成 29 年 12 月 14 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

糖尿病で入院したため、入院給付金を請求したが、約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 18 年 1 月に契約した生活習慣病保険について、「変形性腰椎症等で約 2 か月間入院し、その間に糖尿病治療も受けたので、生活習慣病入院給付金および疾病入院給付金を請求したところ、全期間、約款上の「入院」にあたらぬとして不支払いとなった。

本入院に関する診断書は保険会社に提出しており、他の保険会社からは入院給付金が支払われているので、生活習慣病入院給付金および疾病入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

いずれの疾病も自宅等での治療が困難とはいえ、約款上の「入院」にあてはまらないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の状況を把握するため、申立人に事情聴取を実施した。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。